

事 務 連 絡
平成 18 年 10 月 13 日

都 道 府 県 老 人 医 療 主 管 課 長 殿
都道府県広域連合設立準備委員会事務局長

厚生労働省保険局
高齢者医療制度施行準備室

高齢者医療制度に関するQ & Aについて

高齢者医療制度に関するQ & Aについて、下記のとおり、回答の一部修正及び内容の周知を行うので、広域連合の規約作成や予算案作成等の準備作業を進めるに当たり留意されたい。

記

- 1 高齢者医療制度に関するQ & A追加（平成18年9月22日）中の問7及び問8において、後期高齢者医療広域連合モデル規約別表第2「保険給付に要する経費」に関する質問に対する回答を行っている。
この回答について、平成18年10月13日付、保総発第1013001号「「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備作業に当たっての留意事項について」の一部改正について」によるモデル規約の変更を踏まえ、別紙のとおり修正を行ったこと。
- 2 平成18年9月13日付事務連絡「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の具体的内容について」において、市町村によって処理される事務の具体的内容をお示したところである。
これらの市町村の事務については、高齢者医療制度に関するQ & A（平成18年7月18日）中の問9において回答しているとおり、地方自治法の規定に基づき、規約により広域連合の事務とすることは、法律上は可能であるが、事務の種類によっては実務上の問題がある可能性もあるので、十分な検討が必要であること。

厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室
代表 03 - 5253 - 1111(内線 3199)
直通 03 - 3595 - 2090

(問7) 7月10日の会議で示されたモデル規約【別添7】のP72になりますが、「保険給付に要する経費」については、「保険給付費割」のみ示されておりますが、一人当たりの医療費等に市町村毎に顕著な差がないような場合には、「受給者数割」とすることが可能でしょうか？

(答)

モデル規約別表第2の「保険給付に要する経費」については、高齢者医療確保法第九十八条及び同条に基づく政令の規定により各市町村の負担額が算定されるべきものであり、広域連合の規約によりこれらの法令に基づく各市町村の負担額を変更できるものではない。したがって、お尋ねの「受給者数割」のような割合を設けることはできない。

(問8) 別表第2(第17条関係)のうち保険給付に要する経費について、保険給付費割100%とされていますが、一般会計予算の平準化のため、被保険者数割または高齢者人口割とすることは可能でしょうか。それとも全国统一と理解すべきでしょうか。

(答)

問7を参照されたい。